

⑫ 天神川水系支川（小鴨川筋）の砂防堰堤群

鳥取県中部に位置する天神川水系は、南から北の日本海に注ぐ延長 32km の本川と、それに合流する支川（西から小鴨川、東から三徳川）から構成され、東西の幅が約 42km と横長の流域を有している。また、図-1 に示すとおり、天神川は県内の一級河川（日野川、千代川）と比較しても河床勾配が非常に急であることが特徴となっています。

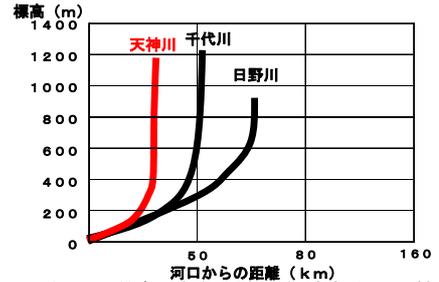


図-1 県内一級河川との河床勾配の比較

天神川水系では、身近な河川空間で子供たちが川に親しみ、安全に遊べ、学べる「水辺の楽校」という施設が整備されるなど、地元の皆さんに親しまれていますが、過去には大雨により土砂を含んだ濁流が下流を襲い、大きな災害をもたらしました。

特に倉吉市街地付近は、本川天神川と支川小鴨川の合流点に位置することから、地形的に大洪水が発生しやすい特性があり、昭和9年（1934）9月の室戸台風では、多量の崩壊土砂と洪水により甚大な被害が発生したため、昭和11年度から天神川水系直轄砂防事業が着手され、現在も進められています。

事業はまず、室戸台風で多くの崩壊地が発生した小鴨川筋で実施されました。大山東部の鳥ヶ山に源を発する小鴨川筋は、未固結の大山熱雲堆積物や風化しやすい蒜山溶岩が分布しており、これが崩壊地発生 の要因となりました。また、時代とともに事業内容も変化し、昭和20年代までは堰高の低い砂防堰堤・床固工を連続して階段状に施工する方法が中心でしたが、その後、高堰堤を設けるとともに、昭和40年代入ると大規模な溪流保全工も実施されました。また近年では、環境や景観に配慮した工法や、無害な土砂を流下させるスリット構造の採用など、地域や時代のニーズに対応した砂防事業が展開され、これまでに多くの<sup>※1</sup>水系砂防施設が建設されたことで、砂防堰堤群（図-2）を形成しています。



溪流名	位置番号	砂防堰堤名
滝川	23	滝川砂防堰堤
	27	滝川2号砂防堰堤
矢送川	20	矢櫃砂防堰堤
	30	大河原砂防堰堤
山加例谷川	25	浅井砂防堰堤
浅井川	31	浅井2号砂防堰堤
清水川	1	清水川第1号堰堤
	2	清水川第2号堰堤
	3	清水川第3号堰堤
	4	清水川第4号堰堤
	5	清水川第5号堰堤
金谷川	28	金谷砂防堰堤

溪流名	位置番号	砂防堰堤名
小鴨川	6	小鴨川第1号堰堤
	7	小鴨川第2号堰堤
	8	小鴨川第3号堰堤
	10	小鴨川第4号堰堤
	11	明高堰堤
	12	野添第1号堰堤
	14	野添第2号堰堤
矢谷川	24	堀砂防堰堤
	32	堀3号砂防堰堤
長谷川	26	堀2号砂防堰堤

溪流名	位置番号	砂防堰堤名
福原川	19	福原砂防堰堤
赤岩川	29	福原2号砂防堰堤
小泉谷川	21	小泉砂防堰堤
	36	小泉2号砂防堰堤
米富川	22	米富砂防堰堤
泉谷川	13	野添第3号堰堤
	17	野添第4号堰堤
	43	野添第5号堰堤
西鴨谷川	15	西鴨谷第1号堰堤
	16	西鴨谷第2号堰堤
	18	西鴨谷第3号堰堤

図-2 天神川水系支川（小鴨川筋）の砂防堰堤群

このうち、倉吉市の清水川第1号、第2号、第3号、第5号、第6号堰堤および小鴨川第1号、第2号、第3号堰堤の合計8か所については、平成16年(2004)年に<sup>※2</sup>「登録有形文化財」に指定されました。直轄砂防初期に建造された練石積の砂防堰堤であり、丁寧に仕上げられた石積は当時の姿を良く止め、遠景に望む大山の景観とも調和したものとなっています。また、当時の工事は、砂・砂利を現地で採取し、コンクリートは手練りであり、建造作業のほとんどを人力で行っています。当時の土木技術者の苦勞に思いを馳せながら、現地を訪れてみてはどうでしょうか。これら「登録有形文化財」8か所の個別説明や写真は、鳥取県HP (<https://www.pref.tottori.lg.jp/66116.htm>)でも紹介されていますのでご覧ください。



清水川第5号堰堤（現況）

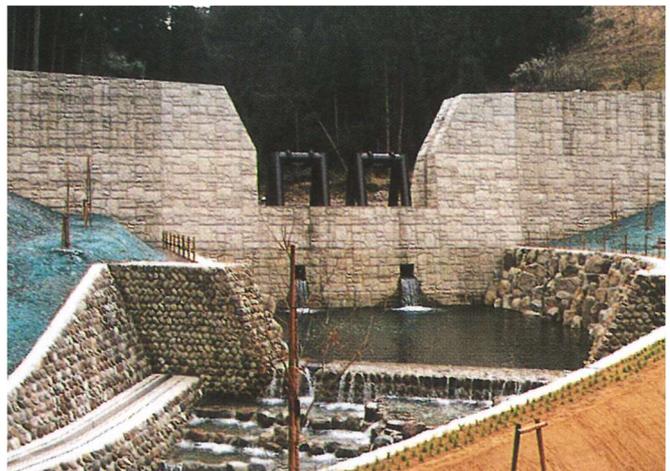


清水川第5号堰堤（工事中）

さらに、先の「登録有形文化財」の他にも、倉吉市の観光名所である大滝山観音堂の近くに建造された「(27) 滝川2号砂防堰堤」や、支川赤石川に建造された「(29) 福原2号砂防堰堤」などは、ダム本体の化粧型枠や副堤の石積み構造など、特に周辺自然環境との調和に配慮した見ごたえのある構造物になっていますので、おすすめの紅葉時期に足を運んでみてはいかがでしょうか。



「(27) 滝川2号砂防堰堤」



「(29) 福原2号砂防堰堤」

<sup>※1</sup> 水系砂防とは … 荒廃した山地を源流域に持つ河川は、そこから流れ出す土砂によって河床が上昇し洪水氾濫が発生し、流域全体にわたって大きな被害をもたらすことがあるため、上流域で流出土砂をコントロールし、下流域の河床変動を極端に変化させないようにするための砂防事業。

<sup>※2</sup> 「登録有形文化財」の指定基準 … 築後50年を経過している建造物で、歴史的景観に寄与しているもの、造形の規範となるもの、再現することが容易でないもの。

<参考文献>・「70年のあゆみ」国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所、平成17年12月1日発行（文章・写真引用）

- ・「登録有形文化財 清水川砂防堰堤群」中国建設弘済会 ([http://www.ccba.or.jp/archives/pdf/t\\_shimizugawa.pdf](http://www.ccba.or.jp/archives/pdf/t_shimizugawa.pdf))
- ・「歴史的砂防堰堤の景観に配慮した堰堤補強工法の選定について」中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 佐野孝行、岡本良太 (<http://www.cgr.mlit.go.jp/tyokugi/71/d1/06.pdf>)
- ・鳥取県HP (<https://www.pref.tottori.lg.jp/66116.htm>)